

別紙 1-1：ロボット企業に対する経費支援の考え方

本事業では、ロボット企業が生活支援ロボットの開発に要する経費について、1プロジェクトあたり税込最大 1,500 万円の範囲内で支援します。なお、項目「別紙 1-2」に挙げた経費以外は支援の対象とはなりません。

また、経費支援額の上限を超過し、より良い開発プロジェクトを提案していただいても構いません（超過分は応募者の負担）。

※本事業で採択事業者が実施する開発プロジェクトに対する経費支援の額は、採択後に事務局が承認した「実施計画書」に記載された開発プロジェクトが完了し、その内容について事務局が「実施報告書」及び「経費精算資料」を通じて確認した上で最終決定するものとします。

別紙 1-2：経費支援の対象

本事業では、次の経費を支援の対象経費とします。

	経費項目	説明
1	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施に要した人件費 ◇ <u>なお、人件費及び補助員人件費は経費支援総額の 40%を上限とします。</u> ◇ 人件費は、健保等級単価に基づく時間単価を適用し算出します。また、経費実績額は従事者の健保等級単価^{*1}と従事日誌^{*2}に記載いただいた従事時間数をもとに算出します。 ◇ 上記「*1」「*2」は、ロボット実装促進センターの所定様式でご提出いただきます。（雇用契約書、給与明細などの写しをご提出いただくことは想定しておりません。） ◇ 健保等級単価の設定は、経済産業省-事務処理マニュアルのウェブサイトに掲載されている「補助事業事務処理マニュアル（令和 4 年 6 月）」「令和 6 年度適用等級単価一覧表」に準ずるものとします。 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html
2	補助員人件費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施に直接従事したアルバイト、パート等の経費 ◇ <u>なお、人件費及び補助員人件費は経費支援総額の 40%を上限とします。</u> ◇ 補助員人件費の単価は雇用契約に定める単価を適用します。（別途、雇用契約書、給与明細などの写しをご提出いただきます。）
3	材料費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施にあたり、ロボットの構成部品やロボットの開発に直接使用する原材料や副資材の購入に要した経費

4	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施にあたり、「3. 材料費」に該当する経費を除く、必要な消耗品の購入に要した経費 ※消耗品は10万円未満（税込）のものに限る。
5	委託費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施に係る一部業務の外部事業者への委託（例：外注加工費、ソフトウェアの開発に関する委託費）に要した経費（別途、発注書や委託契約書などの写しをご提出いただきます。）
6	貸借料	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施にあたり、必要な機材等（例：測定機器のリース料）のレンタル、リースに要した経費 ◇ なお、支援対象とする貸借費は、応募者以外の第三者からの貸借に限ります。会社法上の親会社、子会社からの貸借は除きます。
7	謝金	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施にあたり、外部専門家等からの助言に対して支払った謝金 ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証にあたり、協力モニターに支払った謝金
8	調査・宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの実用化に向けた特許及び実用新案等の調査・取得に要した経費 ◇ ロボットの実用化に向けた市場ニーズの調査に要した経費 ◇ ロボットの実用化に向けた展示会・見本市等への出展費用を含む広告宣伝に要した経費 ◇ なお、上記の経費のうち、外部企業への「委託」に関するものは「5. 委託費」に、外部専門家等への「謝金」に関するものは「7. 謝金」として計上してください。
9	通信費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施にあたり、必要な通信サービスの利用料
10	安全対策費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施にあたり、必要な安全対策を実施するために要した経費
11	保険料	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施のために加入した保険の保険料
12	旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施のために要した公共交通機関の運賃、高速道路使用料、導入実証期間中の宿泊費（必要と認められるものに限る）
13	送料・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施のために要したロボット等の送料及び運搬経費
14	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ロボットの開発及び実用化に向けたニーズ検証、試作機の性能・動作検証の実施にあたり実施した道路使用許可申請、倫理申請などの

		手続きに要した申請・審査料
15	環境整備・ 工事費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 試作機の性能・動作検証の実施場所にロボットを設置する工事に係る経費 ◇ 試作機の性能・動作検証の実施に必要となる環境整備経費
16	その他	◇ その他、個別にロボット実装促進センターが認めた経費

別紙 1-3 : 経費支援の対象期間

本事業では、原則、採択日～令和 7 年 2 月 21 日（金）までに支払いが完了した経費を支援の対象経費とします。なお、期間内の支出であっても、ロボットの開発に要することが不明な経費は、支援の対象経費とはなりません。

ただし、上記期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、期間中に支払われていないことについて相当の事由が認められるものについては、例外的に対象経費として認めることとします。

（相当の事由の具体例：）

- ・ 令和 7 年 2 月下旬までに提出する「実施報告書」「経費精算資料」の作成に係る人件費
- ・ 令和 7 年 2 月下旬に開催予定の「成果報告会」の資料作成、当日説明に係る人件費
- ・ 令和 7 年 3 月中旬に開催予定の「成果発表イベント」の資料作成、当日説明に係る人件費
- ・ 事業の進捗上緊急を要し、上記期間の終了直前に経費が発生したものの、経理処理の都合上期間中の支払いが困難なもの

別紙 1-4 : 支払方法

- 採択後、所定様式の実施計画書及び経費計画書などを提出いただき、支援の対象とする経費内容を決定します。
- 開発プロジェクトの終了後、所定様式の実施報告書を提出いただくとともに、支援の対象経費に係る証跡書類（見積書、請求書、領収証、振込票などの写し）を提出いただきます。ロボット実装促進センターにて当該書類を確認し、経費として適切と判断された額を通知します。
- 上記通知後、所定様式の請求書を事務局宛に提出いただきます。請求書の受理後、翌月末までに振込によりお支払いいたします。
- 所定様式や必要な書類等は、採択後、ロボット実装促進センターよりご説明・ご連絡いたします。